**平成２１年（フ）第４３１号**
群馬県前橋市六供町476番地１
債務者　清水　　忍
１　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第７１号**
高知県四万十市山路494番地
債務者　鎌田　隆訓
１　決定年月日時　平成21年10月７日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２１年（フ）第７３号**
高知県幡多郡黒潮町出口251番地
債務者　西村千鶴穂
１　決定年月日時　平成21年10月７日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２１年（フ）第７８５号**
神戸市長田区御屋敷通３丁目１番３―1105号、従前の住所神戸市長田区松野通３丁目７番16号
債務者　山路喜美子
１　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１２１５号**
神戸市兵庫区新開地１丁目３番26号湊川コーポ301号
債務者　大野　雅代
１　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１２５０号**
神戸市東灘区本山南町７丁目３番１―1205号
債務者　川内　智秋
１　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１３４１号**
神戸市東灘区北青木４丁目３番12号202号、従前の住所神戸市東灘区住吉山手５丁目８番８―402号
債務者　本田　朱美
１　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１３４５号**
神戸市東灘区住吉台５番１―1005号
債務者　中上　順江
１　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１２３号**
岐阜県美濃加茂市加茂川町３丁目11番47号
エルカインド202
債務者　阿部　直記
１　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２１年（フ）第３１５号**
広島県福山市南手城町４丁目11番22―402号
パークマンション
債務者　仁科　敏一
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２１年（フ）第４４５号**
熊本県上益城郡御船町大字木倉1069番地９、住民票上の住所熊本県上益城郡御船町大字辺田見1800番地
債務者　鳥井　真弓
１　決定年月日時　平成21年10月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第６５９号**
熊本市佐土原１丁目13番36号
債務者　土谷　理恵
１　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第６９１号**
熊本県宇土市栗崎町605番地２
債務者　渡邊ちえみ
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第８１９号**
熊本県宇土市住吉町1550番地
債務者　林　　恭子
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第８２６号**
熊本市楠４丁目１番２―226号
債務者　市原　恒代
１　決定年月日時　平成21年10月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第８３７号**
熊本県合志市須屋1907番地７
債務者　管　眞澄美
１　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第８５３号**
熊本市出仲間２丁目１番21号　コーポ清崎203号室
債務者　福本　知仙
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部